

南九州市地球温暖化対策事業補助金
(民間事業所向け太陽光発電設備補助金)

申請の手引き

＜はじめに＞

本補助金は、公的資金である国庫補助金を財源としていますので、適正な利用が強く求められています。そこで、本補助金の執行は、以下の法律等の規程に則って適正に行っていただく必要があります。

- (1) 南九州市補助金等交付規則
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (4) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- (5) 南九州市地球温暖化対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱等」）

万一、これらの法律、規則等が守られない場合は、刑事罰、補助金の返還命令や加算金の納付等が課せられます。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などを求めることがありますので、これらの点について十分にご理解いただいた上で、応募してください。

1 公募の期間及び対象事業

- (1) 公募期間 令和8年5月11日（月）～10月30日（金）

予算がなくなり次第、受付を終了いたします。なお、令和9年2月12日（金）までに事業が完了するものに限ります。

- (2) 対象事業

- ① 南九州市内の事業所の敷地内に導入する自家消費型太陽光発電設備
（※居住施設部分は対象外）

- ② 補助対象者

ア 事業者の所在地における市区町村税等に滞納がない者

イ 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でない者

ウ 市内に事業所を持つ民間事業者

- ③ 補助対象設備及び補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費	補助率
自家消費型太陽光発電設備※1	・ 工事費 ・ 設備費	5万円/kw（上限200kw）※2

※1 自家消費型太陽光発電設備とは、FIT又はFIPを取得せず自家消費を目的とし

た太陽光発電設備をいう

※2 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出

【注意事項】

- ・国や他機関からの補助金は併用できません。
- ・機器等設置費用には、詳細の内訳経費が記載された見積書をご用意ください。内訳が工事費一式や諸経費等の内容が明確でないものは対象外となります。
- ・消費税は補助対象経費には含まれません。

補助金の交付の対象となる経費は別表に示す各項目です。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用量及び用水使用量）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料

			費、労務費を除く。)、 ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円 /kW を上限とする。)
工事費	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な緒給与、決定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最低限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算出すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据え付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測

			量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう

⑤ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から事業の完了日まで〔最終期限は令和9年2月12日（金）〕とします。単年度事業のため、原則としてこの期間外に開始もしくは完了した事業は補助対象外となります。

〔事業の着手日〕

着手日とは、補助事業において最初に発注・購入または工事等の契約を締結する日を指します。

〔事業の完了日〕

完了日とは、補助事業において納品、工事の完了、検収および費用の支払いが最終完了する日を指します。

（注）完了すべき対象は、当該年度の補助事業を構成する工事等すべてとなります。補助対象経費であるか否かは関係ありません

2 補助金交付額の算定

- (1) 補助金交付額の算定は以下の表により行うものとします。
- (2) 補助対象事業に対する国や他機関の補助金を受けるものは補助対象外です。
- (3) 補助対象経費の一部が寄付金その他の収入によって賄われる場合は、算定した補助金交付額から寄附金その他の収入分を差し引いて申請してください

算定方法
自家消費型太陽光発電設備
① 補助金額は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）に、1 kWにつき5万円を乗じて算出します。 ② 補助対象経費が①の算定より低い場合は、補助対象経費の千円未満を切り捨てた額を補助申請額とします。 ③ 太陽光発電設備については、補助金交付額が1,000万円を超えた場合は1,000万円を補助金交付額とします。

（例1）①パネルの公称最大出力合計値 200kW

②パワコンの定格出力合計値 170kW

③補助対象経費 10,000,000 円

（発電出力）170kW×（補助金単価） 50,000 円＝（算定金額） 8,500,000 円

※発電出力は①、②の小さい方

（補助対象経費） 10,000,000 円 > （算定金額） 8,500,000 円

補助申請額は8,500,000 円となります。

※補助対象経費と算定金額を比較した低い額

（例2）①パネルの公称最大出力合計値 200kW

②パワコンの定格出力合計値 150kW

③補助対象経費 7,000,000 円

（発電出力）150kW×（補助金単価）50,000 円＝（算定金額） 7,500,000 円

※発電出力は①、②の小さい方

（補助対象経費） 7,000,000 円 < （算定金額） 7,500,000 円

補助申請額は7,000,000 円となります。

※補助対象経費と算定金額を比較した低い額

3 補助金交付の条件

以下の補助の要件を満たしていることが必要です。

1 共通要件
(1) 市内の事業所に導入する設備であること。
(2) 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
(3) 中古設備ではないこと。
(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
(5) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
(6) 設備の耐用年数が経過するまでの間、J クレジット制度への登録を行わないこと。
(7) 国や地方自治体から他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。
(8) ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備は対象外とする。
(9) 補助対象施設を設置する土地、建物は、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの許諾を得ていること。
(10) 原則として交付決定後に着手すること。交付決定日前に事業が完了（納品、検収、支払等を実施）しているものについては、補助の対象とはならない。
(11) 発電量及び発電量に占める自家消費量が明確に算定できるようにすること。そのために必要な積算電力量計など、適切に電力を計測する機器を備えること。既設の太陽光発電設備に本事業を活用して発電設備を増設する場合は、本事業により導入した設備の発電量とその中に占める自家消費量が計測できるようにすること。
(12) 発電設備の設置場所が住居または居住施設(福祉施設等を除く)は対象外とする。ただし、発電設備から得られた電力を、住居兼事業所等(事務所等事業専用部)で使用する場合は、住居部分と 事業所(事務所等事業専用部)部分での電力使用(電力契約)が明確に分けられ、事業所(事務所等 事業専用部)部分のみで消費することが確認できれば対象とする。
(13) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。
(14) 申請者は、南九州市の求めに応じて設備の利用状況に関するアンケート調査等に回答すること。
(15) 補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦

販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めないものとする。

(16) 2者以上の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入すること

(17) その他必要に応じて市長が定めること。

2 太陽光発電設備の要件

(1) 次の、①②のいずれかを満たすこと

① 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。

② 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して全量を消費すること。

(2) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①～⑫をすべて遵守していること。

① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

④ 一つの場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

⑤ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、屋根置きの場合には、省略可能とする。

⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

⑧ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

- ⑩ 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- ⑪ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ⑫ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

4 申請に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

特に、自家消費割合が 50%を下回っていた場合など補助金の条件等に違反した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な、補助対象設備等に記載の補助対象経費に示すもののうち市が承認した経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。基本的に本体及びその付属品を導入するために要する費用とします。

(3) 補助対象経費と認められない事例

以下の経費は、補助対象とは認められませんので、ご注意ください。

- ① 補助金の交付決定前に生じた経費
- ② 事業の実施に関連性のない経費等
- ③ 土地や建物の取得や賃貸に要する費用
- ④ 撤去費、処分費、アスベスト対策費等費用

(4) 自家消費量の報告

発電した電力量や自家消費量の実績を報告する必要があります。

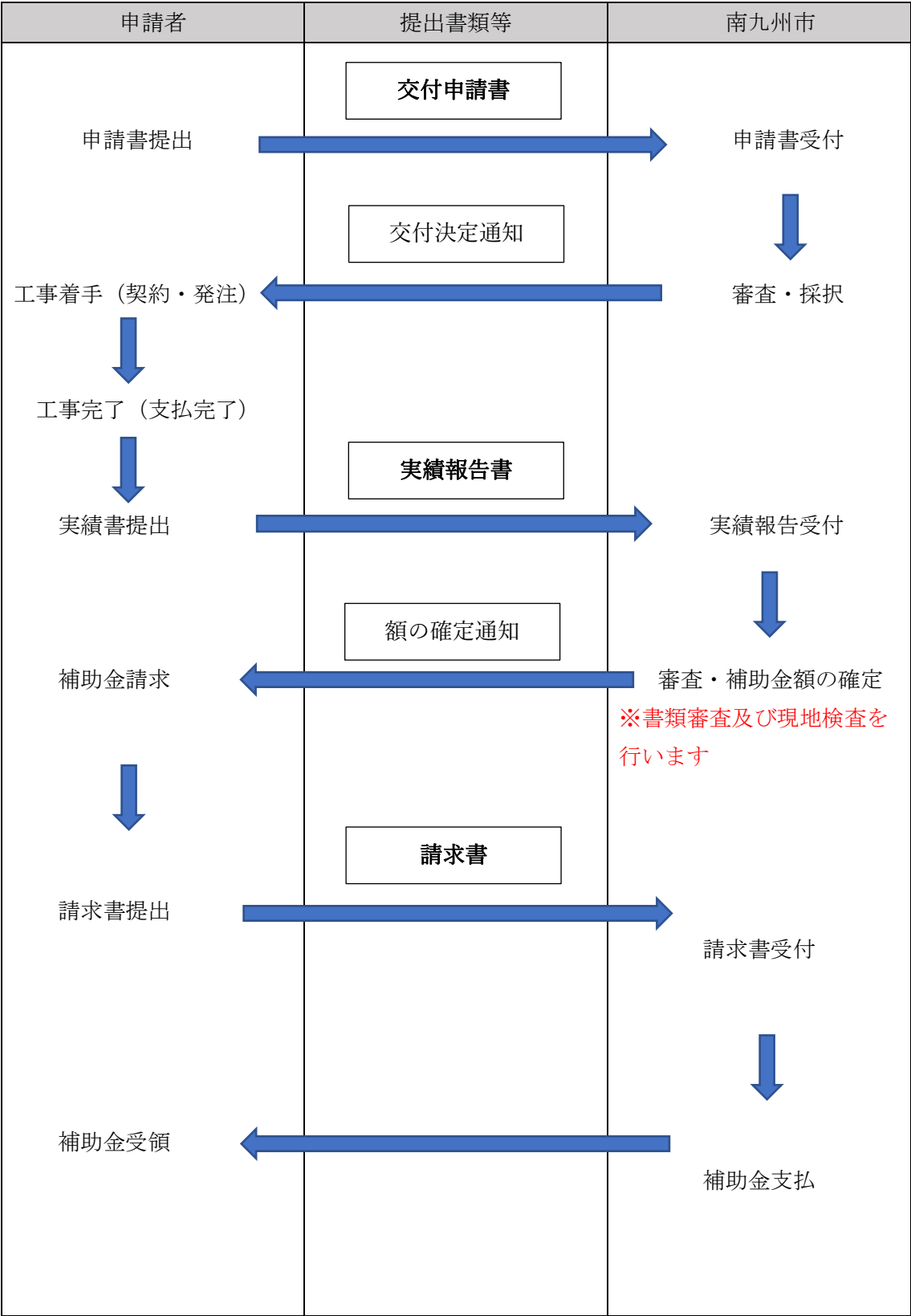
(運転開始月から 5 年間)

(5) 取組の評価・検証のための情報提供等の協力

本補助事業の実施内容・成果については、再生可能エネルギーの持続的な活用を通して南九州市のカーボンニュートラル達成に向けた地域の脱炭素化が期待されることから、取組の評価・検証及び地域展開のための広報活動に係る情報提供等について、南九州市からの要請があった際にはご協力をお願いします

交付申請から補助金受領までの流れ

※交付決定後に変更が生じた場合は変更承認申請書を速やかに提出してください。



1 補助事業の考え方

補助事業は契約単位です。補助事業の契約に含まれるものは補助対象外の工事でも事業に含まれ、事業期間内に完了しなければ補助金は交付されません。

補助事業に関連する工事でも、補助対象を含まない契約は、補助事業外となりますので、交付申請書に記載しません。

2 補助事業の開始

本補助事業は令和8年10月30日までに交付申請する必要がある、原則として事業着手日は、交付決定日以降であることが条件です。

以下のうち最も早い日が事業着手日となります。

- (1) 補助事業において発注、購入を行った日
- (2) 工事等の契約を締結する日 調達先との契約・発注は、原則として交付決定日以降に行ってください。 交付決定前に契約・発注を行ったものは、補助対象外となります。

3 補助事業の終了

本補助事業は令和9年2月12日（金）までに事業が完了する必要があります。この期間に間に合わない事業については、補助対象とはならず、補助金の交付はできません。

事業完了日は、令和9年2月12日以前であることが、絶対条件です。 以下のうち最も遅い日が事業完了日となります。

- (1) 契約書・注文書に基づく調達における検収日
- (2) 調達等における支払日

※実績報告の不備等により、提出期限である令和9年2月12日までに交付額を確定できなかった場合も、補助金の交付はできません。

4 補助事業完了後の手続き

- (1) 実績報告書の提出（補助事業者⇒市）
- (2) 市における審査
- (3) 交付額の確定（市⇒補助事業者）
- (4) 請求書の提出（補助事業者⇒市）

※(1)～(4)の手続きを経て補助金が交付されますので、期限を超えることがないようにスケジュール管理には十分注意してください。

※申請・報告については、提出期限にかかわらず、1日でも早い提出をお願いいたします。

- (5) 財産処分承認申請書（該当する補助事業者のみ）

(6) 定期報告

5年間分の発電した電力量や自家消費量の実績を報告する必要があります。報告が行われない場合や自家消費割合が50%未満の場合、補助金の一部または全部を返還になる可能性があります。

5 交付申請

交付申請書に下表の書類を添え、市役所窓口へ 直接提出（郵送、FAX、インターネット等による申請は不可）

申請書提出先：南九州市役所本庁舎 市民生活課 環境保全係（知覧町郡 17327 番地）

申請書提出期限 令和8年10月30日（金曜日）

※予算額に達した場合、申請受付を終了とします。

提出書類チェックリスト（○は必須、△は必要に応じて）

No	提出書類	法人等 事業者	個人 事業主
1	交付申請書	○	○
2	事業計画書	○	○
3	収支予算書	○	○
4	事業計画の詳細情報	○	○
5	市税滞納確認同意書	○	○
6	現在事項（または履歴事項）全部証明書 （発行から3箇月以内の原本）	○	○
7	身分証（運転免許証の写し、マイナンバーカード等）	—	○
8	発電設備を設置する建物の全部事項証明書 ※建物に関係しない場合は除く （発行から3箇月以内の原本）	△	△
9	発電設備を設置する土地の全部事項証明書 （発行から3箇月以内の原本）	○	○
10	土地・建物の利用に関する許諾書 （申請者と設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合）	△	△
11	カタログ等 （導入設備の仕様・性能が判断できるもの）	○	○
12	契約先の選定理由書 （契約先選定を競争的手段によらない場合）	△	△
13	見積書（設備及び工事）内訳書も必要 （原則として2者以上の見積）	○	○

14	設置又は定置予定場所の写真	○	○
15	設置場所見取図〔住宅地図等〕	○	○
16	平面図〔敷地内の配置図・位置図〕 (20kW以上の場合、柵・塀、標識の設置位置を示すこと、 屋根おきの場合は不要)	○	○
17	電気系統図(単線結線図などによりパネル、パワコン、計測器、制御機器などの接続関係、系統連携や他の配線との関係がわかるような図を作成)	○	○
18	配線ルート図(平面図上の配線ルートに、立ち上がり・立ち下り部分の長さ、ケーブルの規格等を記載)	○	○
19	年間の消費電力量及び年間の発電見込み量がわかる書類(シミュレーション資料など)	○	○
20	その他市が必要と認めるもの(補助金申請に係る委任状等)	△	△

6 実績報告

実績報告書提出期限 **令和9年2月12日(金)**

※事業完了日から2月以内又は上記提出期限のいずれか早い日までに提出してください。

※事業完了日は、補助対象設備の代金支払完了日もしくは補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日とします。

提出書類チェックリスト(実績報告用)

No.	提出書類
1	補助事業等実績報告書
2	収支精算書
3	振込口座届出書
4	発注書又は契約書など
5	納品書または完了届など(検収がなされているもの)(内訳書を含む)
6	支払が済んでいることを示す振込依頼書又は領収書等の写し
7	設備の保証書の写し
8	設備・工事要部写真(機器本体・銘板、施工前・施工後)
9	完成設置場所見取図〔住宅地図等〕
10	完成電気系統図(単線結線図など)
11	メーカー発行の出力対比表
12	完成配線ルート図(平面図上の配線ルートに、立ち上がり・立ち下り部分の長さ、ケーブルの規格等を記載)
13	電力会社の系統連系に関する書類の写し(契約書など)

14	太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画
15	太陽光発電設備の出力対比表
16	その他市が必要と認める書類